

～令和8年7月17日集中豪雨により被災した皆さまへ～

災害見舞金の支給申請について

令和8年7月17日集中豪雨により被災した世帯主または事業主へ災害見舞金を支給します。り災証明書、被災届出受理証明書の申請をされた方で、床下浸水以上の被災をされた方へは見舞金の申請書を郵送します。対象者に該当する場合はご申請ください。また、申請書が届かない方でも、該当する方は申請してください。

○見舞金の対象者

- ① 市内に居住する被災世帯の世帯主（被災時に本市の住民基本台帳に登録されており、被災住宅に居住していた方）
※生活の本拠でない空き家、物置、車庫等は対象になりません。
- ② 事務所又は事業所が被災した事業主
※納屋、物置等簡易な建物は対象になりません。

○見舞金の額

区分	金額
床上浸水	10万円
床下浸水	1万円

- ※ 見舞金の支給額は、被災した棟数にかかわらず、床上浸水の場合は10万円となり、床下浸水の場合は1万円となります。
- ※ 見舞金は世帯または事業主に対し支給するため、同一の世帯主または事業主で複数回支給を受けることはできません。

○申請に必要なもの

- ・支給申請書（既に「り災証明書、被災届出受理証明書」を申請された方で、床下浸水以上の被災をされた方には郵送いたします。また、ホームページからのダウンロードや窓口の申請書もご利用いただけます。）
- ・り災証明書の原本若しくはその写し又は被災届出受理証明書の原本若しくはその写し
※り災証明、被災届出受理証明書の申請済でまだ交付されていない方は受付時にお申し出ください。
- ・窓口に来た方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）
※郵送の場合はコピーを添付してください
- ・振込口座の通帳（世帯主、事業主等においては代表者等）
※郵送の場合はコピーを添付してください
- ・事業者の場合は事業を営んでいることがわかる書類（登記事項証明書、税務申告書等）

○申請窓口

窓口：市役所2階 社会福祉課 12月28日（月）まで（平日のみ）

電話：0283-20-3020（社会福祉課）

受付時間：（平日）午前9時～午後5時